

<講演要旨>

第二部 EEZ の境界画定をめぐる動向と日本の海洋開発を安全に行うための課題

Commander James Kraska, US Naval War College

"Activities in the EEZs and the East Asian Situation"

「EEZ での活動をめぐる動きと東アジアの動向」

アメリカの海洋資源政策について

ノルウェーは海洋資源に関して包括的なアプローチをとって成功している。またロシアも北極海の未開拓の石油・ガスに対し包括的なアプローチを取ろうとしているが、アメリカは世界一広い EEZ を有しながら、例えば、3 海里までは州の権限内となっている等、まだ包括的なアプローチをとるに至っていない。

大陸棚延伸申請に関しても、1 億ドル/年をかけて、2008 年から 10 年間で調査している段階である。国連海洋法条約も、行政府は批准に賛成だが、長年上院議員の反対により、上院の採決もされず批准されていない。

現在は、CQ 委員会 (?) で海洋保護が重視され、環境に対する配慮が最優先となっている。政策決定は、国家海洋委員会 (NOC) が行う。5 人から構成される Steering Committee が下部組織である 3 つの委員会を持ち NOC の運営を行う。これまでは自由航行等に関する海事力を優先する行動をとっていたが、むしろ海洋資源を扱う沿岸国としてのアプローチがとられている。その流れで、Coastal and Marine Spatial Planning が海洋開発のために施行されている。

なお、現在は自国の EEZ を開発するより、資源を外国から購入する方向にある。

アメリカの海事政策について

上記の様に、これまでの国策は、海事国としての立場を強めることであった。現在は、環境重視に移っているが、アメリカとしては EEZ の解釈によって海事の権利、例えば軍艦の国際海峡の通行権等が制約されることには、反対である。

国連海洋法条約での "Due Regards" の取り扱いについても沿岸国に EEZ に関して資源の経済的権利を与える以外に航行などに関しての制限する権利をも与えるものとは考えていないが、再度この問題が蒸し返されている。

ミャンマー、ベトナムが過度に直線基線を濫用して、国際社会に対して自国権利を拡大しており海洋法にはそぐわない。中国も海南島の南についても同様な主張をしている。

更に、上空通行権に関しても独自の解釈をしており海洋法、シカゴ条約に反しているが、2001 年の EP-3 の事件はブッシュ政権の出方を探る中国の試みとみている。

中国は曖昧な形で南シナ海の権利を主張し、周辺国も同様の主張ができる状況にある。これに関しては平等な距離で境界設定を図ることが望ましいとみている。 衡平性のモデルは使われなくなりつつある。

中国は EEZ を主張することによりどんどん日本に接近しようとしているように思える。

三戦に関して言うと、中国は非常に巧みであると考え。他国の様に多元的でないので、情報、軍、経済を外交へ集中させており、効率的な対応をとれる。そして第一列島線から第 2 列島線へ

拡大する能力を持っている。

**Freedom of Navigation** に関し、アメリカは目に見える形で米国の主張を示しているが、沿岸国に脅威を与えるためではない。その行使する数も艦隊の数が減ったため年間 7 件ほどであり、以前に比べて減っている。

基本的には、国連海洋法条約を憲法として、ゼロサムの考えから脱却し、各国の利害を調整できることが必要である。